生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの							
生鮮のもの及び冷蔵したもの							
冷凍したもの							
うに及びくらげ							
その他のもの							
くん製したもの							
その他のもの							
うに及びくらげ							
その他のもの							
酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品							
第四類							
○四・○一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	X	B10	七%			
○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	X	B10	七%			
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	X	B10	六・七%			
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	X	B10	七%			
○四○四・一○	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	X	B10	七%			
○四○四・九○	その他のもの	X	B10	七%			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの						
	脂肪分が全重量の一・五%以下のもの	X	B10	七%			
	砂糖を加えたもの	X	B10	七%			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	カードをもととしたもので、一リットル以下の小売用容器入りのもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	脂肪分が全重量の一・五%を超え三○%以下のもの	X	B10	七%			
	砂糖を加えたもの	X	B10	七%			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	カードをもととしたもので、一リットル以下の小売用容器入りのもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	脂肪分が全重量の三○%を超えるもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	脂肪分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	X	B10	七%			
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	X	B10	七%			
○四・○六	チーズ及びカード	X	B10	七%			
○四○六・一○	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	X	B10	七%			
	乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			

○四○六・二○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	X	B10	七%			
○四○六・三○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	X	B10	七%			
○四○六・四○	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ	X	B10	七%			
○四○六・九○	その他のチーズ	X	B10	七%			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
○四・○七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	X	B10	七%			
	ふ化用の受精卵	X	B10	七%			
○四○七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	X	B10	七%			
○四○七・一九	その他のもの	X	B10	七%			
	その他の卵（生鮮のものに限る。）	X	B10	七%			
○四○七・二一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	X	B10	七%			
○四○七・二九	その他のもの	X	B10	七%			
○四○七・九○	その他のもの	X	B10	七%			
○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	X	B10	七%			
	卵黄	X	B10	七%			
○四○八・一一	乾燥したもの	X	B10	七%			
○四○八・一九	その他のもの	X	B10	七%			
	その他のもの	X	B10	七%			
	乾燥したもの	X	B10	七%			
○四○八・九一	その他のもの	X	B10	七%			
○四○八・九九	その他のもの	X	B10	七%			
○四○九・○○	天然蜂蜜	X	B10	七%			
○四一○・○○	食用の動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	X	B10	七%			
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	X	B15	二一・三%	二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A	B15	一八・八%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）			
第七類	食用の野菜、根及び塊茎	X	B15	二○%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）			
○七・○一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X					
○七○二・○○	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X					
○七・○三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X					
○七○三・一○	たまねぎ及びシャロット	X					
	たまねぎ	X					
	課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭以下のもの	X	B7	三%	一キログラムにつき、課税価格七○銭との差額（その率が八%・五%より高いときは、当該従税率）		
	課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭を超えるもの	A	B10				
	シャロット	A					
